



(備考)

- ・ 過去に認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から2年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 申請書には次の書類を添付してください。

1 定款

2 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

3 法第94条の3各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

4 役員が法第94条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

5 法第94条の4第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを説明した書類

6 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

書類作成上の留意事項

- ・ 「その他の事務所の所在地」には、定款に記載されている「その他の事務所」を全て記入してください。
- ・ 「その他の事務所」が多数ある場合で、この様式に書ききれない場合は、認定様式例第0号次頁に記入してください。